

第3回糸魚川市人権教育・啓発推進計画策定委員会会議録

(令和3年度)

日	令和3年7月26日	時間	14:30～17:25	場所	市役所 203・204 会議室
件名	次第 別紙資料のとおり				
出席者	【出席者】 9人 (以下敬称略) 山本明美、長砂男、清水博、金子浩子、金子裕美子、細井大治、 嶋田守雄、井崎由紀子、富井美穂 【欠席者】 2人 若木直弘、加藤淳子 【事務局】 環境生活課 猪又課長、蒲原課長補佐、菊池主事 こども教育課 佐藤指導主事 (途中退席)				
	傍聴者定員	5人		傍聴者数	0人

会議要旨

1	開会 (14:30)
2	議事
	(1) 糸魚川市人権教育・啓発推進計画の基本方針 《事務局説明》 (事務局) 現行計画の第2章「1 人権教育・人権啓発のあり方」を第1章に移行する。 また、その中で5つの基本的視点を新たに掲げ、当市施策の方針としたい。
	【質疑・意見等】
(委 員)	5つの方針の中で、「権利主体性」が重視されていると思うが、権利を主張するためにはどのような救済手段や相談窓口があるのかを市民一人一人が知っていなければならない。十分な周知が必要。
(委 員)	110番にかければ警察が駆け付けてくれるように、相談窓口も覚えやすい統括の電話番号があれば市民がかけやすいのではないかと。
(委 員)	どこに相談したらいいのかを市民は理解できていない。総合窓口を市役所などに設置すればいいのではないかと。
(委 員)	市民に相談窓口は周知されているのか。
(事務局)	おしらせばん等で周知しているが、相談の内容によって各担当窓口が分かれているため、市役所に電話があれば電話交換手が各担当窓口につないでいる。
(委 員)	以前は「我慢は美德」とされる風潮にあったため、自分の気持ちを飲み込まなければいけなかった。自分が嫌なことは嫌だと言ってもいい社会になってきている。
(委 員)	一人一人が生きる権利を持っているという認識は未だに低いように感じる。日本において、差別は大きな問題として取り上げられにくいのが、実際には多くの差別が生活の中に潜んでいる。
(委 員)	市民に対し、「権利は誰もが主張することができ、侵害されれば救済制度や相談窓口を利用できる」ということを周知することが重要。また、以前は自分もどこにどのような窓口があるかは理解していなかった。電話交換手ではなく、職員が総合窓口として案内してくれるとありがたい。
(委 員)	悩みを持っていても人に話すのは難しい。

(委員) 人権を行使するためには声を上げることが大切。自分自身だけでなく、他の人が人権を侵害されていたら保護や支援をする環境になればいいと思う。

(2) 素案審議

(事務局) 佐藤指導主事の出席時間の都合上、第2章「2 学校教育における人権教育、部落問題学習の推進」及び第3章「子ども・若者」を先にご審議いただきたい。

(各分野の審議前に事務局より現行計画からの変更点を説明)

【質疑・意見等】

○学校教育における人権教育、部落問題学習の推進

(事務局) 現行計画では、「学校教育における人権教育、同和教育の推進」となっているところ、教育委員会と協議の上、委員のご意見を反映し、「学校教育における人権教育、部落問題学習の推進」と変更している。

(委員) 県は「人権教育、同和教育」としているが、糸魚川市では「人権教育、部落問題学習」という独自の表現にするとということによろしいか。

(事務局) 「人権教育、部落問題学習」とさせていただきたい。部落問題学習が十分になされていない現状があるかもしれないとのご指摘もいただいた。部落問題学習のさらなる推進の意味も含めて表現を変更させていただきたい。

(委員) 県では「同和教育を中核にした人権教育」としているが、現状ではいじめ問題や不登校問題についての授業も「同和教育」として扱われている。本来「同和教育」は部落問題を扱った授業であり、これを強調するために「部落問題学習」と表現してもらいたい。上越地区4市では「部落問題学習」とするよう働きかけている。

(委員) 小学1年生から「差別をしない」「一人一人を大切にすること」という心を育み、子どもたちの発達段階に応じて部落問題を学んでいくべきだと思っている。人権教育の積み重ねが重要である。

(委員) 発達段階に応じて部落問題学習を行うことは重要だが、部落問題を学ばずに人権教育、同和教育を行ったとする学校も少なくない。「部落問題学習」と表現することで部落問題を授業で確実に扱うようにしてもらいたい。

(委員) 「道徳教育の充実」とあるが、これも人権教育に含まれるのか。

(事務局) 道徳教育にもさまざまな狙いがあるが、その中に「思いやりの心を育てる」などがあり、人権教育にもつながってくる。

(委員) 権利主体性についての教育が記載されていないがどのように考えているか。

(事務局) 学校では「子どもの権利条約」を通して自身の権利について学んでいる。ここに記載されていないが検討する必要がある。

(委員) 理不尽なことに対して嫌だと言ってもいいのだという旨の記載を追加してほしい。

(事務局) 自殺予防などで大切なのが、SOSを求めることや嫌なことを嫌だということ、周りの人が助けること。ご意見を踏まえた上で検討したい。

○子ども・若者

(委員) 前回話のあったヤングケアラーについての記載を追加した方がいいのではないか。

(委員) 当市においてヤングケアラーによって就学に影響が出ている事案等はないが、今後表面化してくる恐れもあるため、追加したほうがいいと思う。

また、「教職員による児童生徒性暴力禁止法」の記載が追加されたが、教師と児童・生徒の上下関係が関連している。教師に対して児童・生徒がおかしいと言った時に教師が意見を受け止める環境が重要。

(委員) 性教育や LGBT に係る研修は実施されているのか。

(事務局) 把握しているところでは、性教育に係る研修を校内研修として一斉に実施してはならず、保健体育の授業で扱っていることが多い。

(委員) PTA や教職員に対する研修は実施されているのか。

(事務局) 情報モラル教育を保護者と児童・生徒を対象に実施している学校もあれば、いじめ問題について弁護士から教職員に向けた研修を実施している学校もあり、各校でさまざまな研修を実施している。

(委員) 外国にルーツがある子どもたちにはどのように対応しているのか。

(事務局) 必要に応じて個別に日本語教育を実施している。市教育委員会が対応したり、各校教師が対応したりしている。

(委員) ここに外国にルーツがある子どもたちに係る記述がないのは、「6 外国にルーツがある人」に記載されているからか。

(事務局) そのとおりである。重複して記載する方法もあるが、障がいをもつ子どもなども記載することになるため、一方のみ記載している。

(委員) 災害に係る人権は記載しないのか。

(事務局) 当市の他計画等で記載しているため、当計画に記載の予定はない。

(委員) 東日本大震災の被災者の中には、人権侵害を受けている人たちも多い。

(事務局) 「9 さまざまな人権」にて記載することを検討したい。

(委員) ヤングケアラーの問題は子どもの貧困問題との関係が強い。21 頁「子どもの貧困対策の推進」に記載されている「支援を必要とする子ども」にヤングケアラーも該当すると思うので、そちらに追加で記載していただきたい。

(事務局) 庁内関係課と調整したい。

(事務局) 20 頁「虐待防止のネットワークの強化」にも関係すると思うのでそちらへの記載も検討したい。

(委員) 虐待としての側面もあるだろうが、どちらかというとも貧困問題との関係性が強いように思う。

(委員) 子どもの時代に子どもらしい生活ができるよう、支援を受ける対象であることを周知する必要がある。

《佐藤指導主事退席》

《事務局より 2 章の主な変更点を説明》

○就学前における人権教育の推進

(委員) いのちの大切さを学ぶ上で基本となるのが「愛着形成」であり、親子関係が育まれるような取組が必要。

(事務局) ご指摘いただいた内容は「6 家庭における人権啓発の推進」にも係る。どのように

区別すべきかご意見いただきたい。

- (委員) 保護者や職員に対する研修を園独自に開催するのは難しい。教育委員会で対応していただけるとありがたい。
- (委員) 就学前の子どもたちには親の姿勢が大きく影響してくる。親への人権教育も重要になる。
- (委員) 親の意識が子どもたちの意識になっていく。0歳からの教育でなく、－1歳からの教育、これから親になるという人たちへの教育が必要。就学前の子どもへの人権教育と連携して親への人権教育を行うことが重要であるので、その旨を記載してほしい。
- (委員) 「1 就学前における人権教育の推進」と「6 家庭における人権啓発の推進」で内容が重複していてもいいのではないかと。

○社会教育における人権教育、同和教育の推進

- (委員) どういった機会・場面を想定しているのか。老人会やサロンなどを活用してほしい。
- (委員) 社会教育における人権教育と聞いて、具体的な例がイメージしづらい。
- (事務局) 成人式などで冊子やリーフレットを配ったり、高齢者団体等への講座を行ったりというのが該当すると思う。
- (委員) 地域の活動の中に人権を意識づけるのは難しいと思うので、どのようにアプローチしていくかを明確にしてほしい。
- (委員) 「特に家庭教育においては…」とあるが、少し違和感がある。
- (委員) 生涯学習における家庭での人権教育のイメージがわからない。
- (事務局) 持ち帰って庁内関係課と協議したい。

○市民に対する人権啓発の推進

- (委員) 現在、糸魚川市でコロナ感染者が出ると安心メールが届くが、毎回「人権に配慮した…」といった一文が入っている。これも市民に対する啓発方法の一つとして効果的だと思う。
- (委員) 広報誌やパンフレット等に加えて安心メールも啓発方法として記載してもいいのではないかと。
- (委員) 県ではどのような啓発を行っているのか。
- (事務局) 県民を対象とした講演会の実施やチラシ・広告による啓発などを行っている。

○企業・団体等に対する人権啓発の推進

- (委員) 企業の人権教育・啓発に対する取組の支援はどこで行っているのか。
- (事務局) 商工観光課の企業支援室が主に行っているが、企業・団体等に係る人権問題は、高齢者や障がいのある人、外国にルーツがある人など多岐にわたるため、各担当課でも取組を行っている。
- (委員) 企業で働いている人たちに対して助言・指導は行っているのか。
- (事務局) 企業においても自主的に実施しているとは思いますが、市に対して相談があれば必要に応じて行うこともあると思う。
- (委員) 大人になってからの人権教育の場は企業・団体になるのではないかと。働く人個人に

対する啓発を推進する必要があると思う。現在の記述は、企業内で起こる人権問題に対する啓発だが、企業という場での人権教育について記載してもいいのではないか。

(事務局) 企業自体も法律で対応を義務付けられているが、それが満たされないようであれば市でも支援していく。

(委員) 県では人権の日を設けていると思うが、そういった期を捉えて推進してほしい。ただやってほしいと言ってもなかなか行われぬ。

(事務局) 企業に係る人権相談が増えているといったデータもあるので、改めて検討したい。

○家庭における人権啓発の推進

(委員) 家庭における人権問題は虐待など、実態が見えにくい。

また、「民生委員・児童委員の活動を通して、子どもの社会性の育成や…」とあるが、本来であれば記載のとおり子どもたちの育成に助力するべきだが、現状ではひとり暮らし高齢者の支援が多く、子どもたちの情報まではあまり入ってこない。学校の教員でもあまり家庭には深入りできない現状がある。民生委員・児童委員と学校の連携が重要となる。

(委員) 「家庭の教育力の低下」をしみじみと感じている。親が親になりきれしていないことが多く、保育園の先生が親への教育を行っている現状もある。

(委員) 現状では家庭に入り込むことが難しいため、「見守る」「あいさつや声をかける」といったことを基本方針に追記し、推進したらどうか。

(委員) 能生地域では、月に1回登校時間帯に立哨指導を行っている。また、下校時間帯には、ボランティアが子どもたちの下校に付き添いながら話をしている。共働き世帯も多くなっている中、「子どもは住民が育てる」ということを実感している。

○市職員の人権教育・研修の推進

(事務局) 個人情報やプライバシーに係る世間の人権意識が高揚している状況を踏まえ、これらを多く扱う市職員に対して、今以上に人権教育・研修を推進していく必要があると考え、今回新たに追加した。

(委員) 「人権文化の定着」とあるが、どのような施策を指すのか。

(事務局) 意識調査結果から見ても市民の人権に対する意識は高くない。人権施策関係課だけでなく、市職員全体として「人権とは何か」を研修し、人権の基礎的知識の定着を図りたい。

(委員) 市としても具体的にどのような研修に取り組んでいくのか明示してほしい。

(委員) 市職員全体に対する同和教育があまり行われていないように感じる。ぜひ実施してほしい。

(事務局) 検討したい。

(委員) 学校教育において同和教育を扱うには、教職員の知識量が必要になると思うが、市内学校の教員は同和教育に係る研修を行っているのか。

(委員) 毎年各校教員が上越市で行われる実地研修に参加している。

日程都合がつかず参加できない学校もあるがほとんどの学校が参加している。

○インターネット上での人権侵害を防ぐための人権教育・啓発の推進

(事務局) インターネットに係る人権教育は主に学校現場になっているが、当課としても講演会の実施等の啓発を推進している。

(委員) 被差別部落の画像や動画がインターネット上に配信されている。以前はこれらに関して間違った知識が拡散される危険性から学校現場で扱わないでほしいとしていたが状況が改善されないことから、授業案を作成し教職員の研修及び授業での取扱いも始めている。インターネットの人権問題に真剣に向き合う必要がある。

(委員) 市内の学校では、SNS の使い方や個人情報の取扱いなどのネットモラルについて授業を行っている。同和問題などの特定の問題について授業では取り扱っていない。

(委員) そういった動画は規制の対象にならないのか。

(委員) 部落差別を助長するようなないようであれば規制の対象となるが、表現の自由との兼ね合いもあり、そのほとんどが法務省に対して削除要請しても削除には至らない。インターネット上で本来被差別部落でないところが被差別部落だとされれば、それまで差別する側だった人が差別される側になってしまう。学校で正しい知識を教えなくてはならない。インターネット上の情報の正しい取扱いを学んでほしい。

(委員) インターネット上で同和問題に係る情報を閲覧したとしても差別しない子どもたちを育てていくべき。人を差別しない意識の醸成に努めることが大切。

(委員) 自分には関係ないと思ってもいざ当事者になったときに差別をしてしまうこともある。実際に市内でも部落差別事案が発生したことがある。

(委員) 学校教育・社会教育ともに差別をしない意識の醸成を図ることが必要。

(委員) 同和問題に係る状況は未だ改善されていない。教職員・市職員ともに研修を通して同和問題の現状を把握してほしい。

(委員) インターネット上に顔写真を掲載したらその後問題が発生したがどうしたらいいかとの相談もある。法務省で人権侵害や差別を助長する情報の掲示や書き込みに対して削除を行っているが、そのハードルは高く、なかなか削除に至らない。

(委員) 学校ではインターネットの正しい利用方法の教育がされているかと思うが、地区の公民館などで社会人に対して教育は行われているのか。

(事務局) 当課担当の消費生活相談事業にて、地区の集会やサロンなどで出前講座としてインターネット上の詐欺に対する啓発を行っている。

(委員) インターネット上の人権問題は今後なくなることはないように思う。問題が発生したときのその都度教育・啓発をしていくしかない。

(委員) 高齢者はフィッシング詐欺に対する知識があまりないので、引っ掛かりそうになっている人も多い。差別だけでなく、そういった人権侵害もあると記載してほしい。

(委員) 高齢者を含めインターネットに係る教育を受けていない世代が多い。

(委員) 現代ではあらゆる人権問題にインターネットが関係している。

3 その他

- ・策定委員会今後のスケジュール（日程調整）

4 閉会（17：25）